

特別寄稿

日本古代の高齢者

松 尾 光

一、「老」の年齢

日本の古代社会で「老」とは、何歳からのことだつたろうか。

大宝元年（七〇一）制定の税制区分では、十七歳からが少丁（中男）二十一歳からが壮丁（正丁）、そして六十一歳から六十五歳までが老丁（次丁）である（『令義解』）。それが天平勝宝九歳（七五七）四月、儒教的撫民政策を標榜する藤原仲麻呂により、中男が十八歳以上、正丁が二十二歳以上、さらに天平宝字二年（七五八）七月に次丁が六十歳から六十四歳までと改められた。課税される年齢が上下でそれぞれ一年削られ、正丁として重く課税される期間も短くした優遇策であった（『続日本紀』）。

このとき仲麻呂は「六十五を以て耆老となす」（『続日本紀』）と表現したのだが、言葉の意味とすれば「老」丁や「耆老」には異論もある。中国では「耆は六十歳、

老は七十歳」とする説や耆は六十歳（『礼記』）とか八十歳（『周礼』）とする説がある。また税制上の年

齢の区切りも、唐では六十歳以上になると口分田が半減となり、北魏では七十歳になると課税もなくなるが露田（口分田のこと）も取り上げられるなど、王朝・時代によつて微妙に異なる。

日本の老丁は老といわれているが、税制上は負担者である。まだ、いたわる対象と認識されていない。保護・慰労すべき対象とみなされるようになるのは、まずは八十歳からだった。

『日本書紀』持統称制元年（六八七）二月十五日に「京師の、年八十以上及び篤癃、貧くして自ら存ふこと能はぬ者に純綿賜ふこと、各差あり」をはじめとして、持統天皇四年三月に「京と畿内との人の、年八十より以上なる者に、嶋宮の稻、人ごとに二十束賜ふ」、

持統天皇六年三月に「過ぎます志摩の百姓、男女の年八十より以上に、稲、人ごとに五十束賜ふ」とあり、さらに持統天皇九年六月に「諸臣の年八十より以上及び痼疾に賞賜ふこと、各差有り」とある。最初の二件は奈良盆地南部の飛鳥京内に居住する高齢者と範囲を広げた畿内の高齢者に纖維製品や稻束を配つたもので、徳の高い天皇の周辺はとくにその恩恵を厚くうけるという考えによる。持統天皇六年の件は行幸にともなう特典である。天皇のミユキを行幸と書くのは、天皇が行くとそこには幸が訪れるからである。その理念を可視化するために、「行く先々でこうした賜与を行なう。持統天皇九年の件は、身内の官人の優待である。一般人・官人のいれども、賜与は八十歳からとなつており、この時期はこれが「高年」の認定規定だつたようだ。

『日本書紀』持統称制元年（六八七）二月十五日に「京師の、年八十以上及び篤癃、貧くして自ら存ふこと能はぬ者に純綿賜ふこと、各差あり」をはじめとして、持統天皇四年三月に「京と畿内との人の、年八十より以上なる者に、嶋宮の稻、人ごとに二十束賜ふ」、うちの高年者の内訳は「九十歳已上十三人、八十歳已上四十四人、七十歳已上三百三人」となつてゐる。奈良時代になると、「天平八年（七三六）摂津国正税帳」西成郡にある「高年鳏寡惄独等の人」の

二、老年人口の実情
〔天平九年和泉監正税帳〕記載
の五月十九日恩勅による賑給（災害支援）では大鳥・和泉・日根の

れている。対象人数は増大するが、それに見合う蓄えがあるという自たけれども、古代の「老」は七十歳以上といいうのが社会的な諒解事項だつたらしい。

三十歳は、役人（四等官・主典

以上の専任職）の致仕つまり退職年齢とみなされていた。『律令』選叙令には「凡そ官人年七十以上、致仕を聽す。五位以上は上表し、六位以下は官に申牒して奏聞せよ」（官人致仕条）とある。「退職をゆるす」のだから、退職しなくともよいわけで、「建前としての引退年齢」という規定なのだが、それでも引退を促す目にさらされるのは間違いなさそうだ。

七十歳になれば社会組織の第一線を退いて、労られる年齢となる。ただそうなると六十五～九歳は高年者でもご隠居でもなく、今と同じように中途半端な位置づけになる。そこはどうも変わつていない。

三郡全体で一〇〇年已上二人、九年已上十六人、八十年已上九十四人とあり、ついで九月二十八日の恩勅の賑給受給者は一〇〇年が三人、九十年が二十一年、八十年が一〇一人とある。同年内の連續した記事でかつ数え年なのに、五月より九月の人数が増えるのは不可解だが、五月のは天然痘蔓延による賑給の恩勅なので、罹病していない人は請求できなかつたか。九月の恩勅も支給対象者が不明なので、これも高年者の一部だつたかもしれない。それでも保健衛生で劣る古代に、一郡当たり一人の一〇〇歳者がいるとは驚きである。いささか飛躍するが全国は五五郡だから、五〇〇人超の一〇〇歳老人がいた可能性もあるう。

高年者の人口比率は、澤田吾一氏著『奈良朝民政經濟の数的研究』(復刻版、柏書房)に計算結果が示されている。

七十歳以上・八十歳以上は、美濃国(データ数、二二三二人)で三十六人・九人、西海道(六〇七人)で八人・一人、下総国(五三五人)で八人・一人であり、通計すると七十歳以上は一・六%弱、八十歳以上は〇・三%強となる。

二〇一八年の七十歳以上(二六一八万人)が人口比で二〇・七%であるから古代に比べて現代はたしかに稀少性がないが、人生の先師・先達が多数いることを力強く感じて貰うべきだろう。

三、老のきらめき

あやかるために、長命な人たちの活躍の記録も掲げておこう。

孝安天皇の在位一〇二一年(『日本書紀』)、仁徳天皇の享年一一〇(『水鏡』)、六朝に仕えた武内宿禰が二九五歳(『公卿補任』)とか三一二歳(『帝王編年記』)などとあるのは、史書編纂の都合だろう。

正史に記録されて記事に信憑性のある長寿者となると、尾張浜主と竹田千継が著名である。

『続日本後紀』承和十二年(八四五)正月八日条によると、浜主は一〇〇〇人を超す観客の見守るなか、和風長寿楽を平安宮大極殿南庭の龍尾道で舞つた。日ごろ起居にも不自由というのに、服を着て曲が流れるやあたかも少年のように演じた。「近年これほどの人はいない。浜主は本当の伶人(樂人)だ」とみな絶賛した。このと

き一二三歳で、みずからこの舞を作つて、舞いたいと申請したのだ。二日後にも仁明天皇の召しによって清涼殿前で長寿樂を舞い、天皇は賞嘆し、左右の人は涙を流した。翌年も天皇に舞を披露し、「翁とて侘びやは居らむ(逼塞してなどいられようか)草も木も栄ゆる時に出でて舞ひてむ」という弥栄を言祝ぐ和歌まで奉つた。そのさい高年を賞し、地方官に与えられる外從五位下から内位の從五位下とされて正式な貴族に取り立てられた、という話だ。

『政事要略』九十五／至要雜事に載せる「服薬駐老驗記」によると、千継は山城国愛宕郡の生まれ。十七歳で典薬寮に入つて医生となり、本草經に枸杞が老をとどめて寿を延ばすとする文を見つけた。その効験を試そうと二段ばかりの土地を買って栽培し、爾来七十余年、葉や根を服用し、茎や根の煮汁を飲み、沐浴するときもその水を用いた。その御蔭で少年のようになに若やいでいた。齊衡二年(八五五)文徳天皇が疲労を訴えたとき、医師たちは石決明酒(利尿剤)を勧めたが、ある人が千継の枸杞のことを奏上した。召し出されて何

でながら寛平九年(八九七)に一六歳で没した唐舞師の春海貞吉も枸杞を服用していた、とある。また『続日本紀』延暦元年(七八二)七月壬寅条には大和国松尾山寺の尊鏡が一〇一歳の高年を褒められて叙位された、という。

ほかにも『扶桑略記』『元亨釈書』などに長寿者はしばしば見られるが、史書としての信憑性が劣るのを割愛する。

(早稲田大学エクステンションセンター講師)

